

都城市文化合宿補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、文化合宿（以下「合宿」という。）の誘致を推進するため、市内に宿泊して合宿を実施する団体に対して補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年都城市規則第64号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象となる合宿)

第2条 補助の対象となる合宿は、文化活動の技術向上のために実施する合宿で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内の宿泊施設を利用していること。
- (2) 1回の合宿において前号の宿泊施設における延べ宿泊数が5泊以上であること。
- (3) 原則として市内の文化施設等を利用していること。
- (4) コンクールその他大会への参加が目的ではないこと。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、市外に所在するアマチュアの団体（以下「団体」という。）とする。

(複数年度にわたる合宿の補助対象年度等)

第4条 1回の合宿が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該合宿の最後の日の属する年度とする。この場合において、第2条第2号に規定する延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最後の日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合宿参加者の延べ宿泊数に1人1泊当たりの宿泊費（宿泊に伴う寝具代を含み、食糧費を除く。）の2分の1の額（以下「単価」という。）を乗じて得た額とする。ただし、単価は2,000円を上限とし、補助金の額は1回の合宿につき1団体当たり最大30万円までとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする団体の代表者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、合宿の終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 文化施設等利用証明書（様式第1号）
- (2) 宿泊証明書（様式第2号）

(補助金の支払方法)

第7条 補助金の支払方法は、確定払とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委任状(様式第3号)により団体の代表者から委任を受けた者の口座に振り込むことができる。

(1) 団体内で代表者と振込先の口座名義が違う場合

(2) 国外の団体の場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情により、市長が認める場合

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。